

# 走行距離数に関する不当表示を行った会員販売店に対し『**嚴重警告**』の措置を採りました

当協議会は、以下の会員販売店2社が行った中古バイクの走行距離数に関する表示について、規約違反が認められたため『嚴重警告』の措置を採りました。

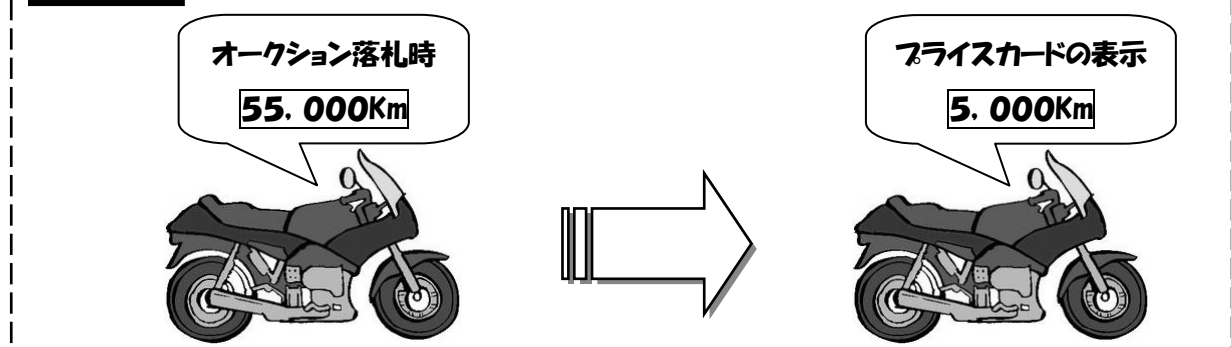
## 【措置の内容】

当該事業者が一般消費者に販売する目的でプライスカードや情報誌広告に掲載した中古バイクの走行距離数に関する表示が、規約17条第3号（走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示）に該当するため、措置基準に基づき、嚴重警告の措置を採りました。

### 違反行為① 関東地区の販売事業者

＜概要＞ オークション会場より落札（仕入）した多走行距離数の中古バイク8台について、落札（仕入）時の走行距離数より過少の走行距離数をプライスカードや情報誌広告に実走行距離数として表示した。

#### イメージ



### 違反行為② 近畿地区の販売事業者

＜概要＞ 当該事業者が買取りした中古バイク1台について、買取りの際、過去に自店において点検整備時（12か月点検時）に記録されていた走行距離数より過少の走行距離数が走行メーターに表示されていたにもかかわらず、実走行距離数として買取り、店頭展示の際にプライスカードに実走行距離数として表示した。

#### イメージ



# 走行距離数を正しく表示するために・・・

1. プライスカードには、規約に基づき『走行距離数』を適正に表示して下さい。

①「メーター改ざん歴車」を販売する場合・・・

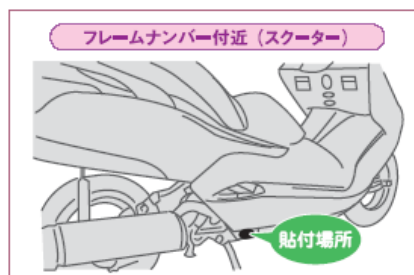
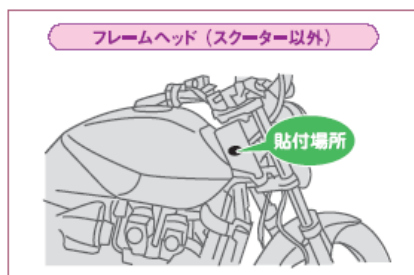
「メーター改ざん歴車」であることが判明した車両を販売する際は、走行距離数は表示せず、「改ざん歴車」「メーターが巻き戻されています」等、走行メーターが改ざんされている旨を表示すること。

併せて、シールの貼付が必要です

「メーター改ざん歴車」であることが判明した車両を販売する際は、「改ざんが判明した年月」を記載した「走行メーター改ざん歴車シール」の貼付が必要です。



《シールの貼付場所例》



②走行距離数に疑義がある車両を販売する場合・・・

走行距離数に疑義がある場合には「？」の記号を表示し、推定できる根拠がある場合には「推定キロ数」、推定できる根拠がない場合には「不明」と表示すること。

2. 仕入から販売するまでの『走行距離数』の管理を徹底して下さい。

- ◆仕入の際には現車確認を実施し、走行メーターや走行距離数に異常がないか確認すること。
- ◆オークションから仕入れた場合は落札票等、業者間取引や買取り等の場合は仕入時の走行距離数が確認できる帳票類等で走行距離数を確認し、管理台帳等に記録するとともに、落札票や帳票類等は保管すること。
- ◆自店で整備等を実施した車両については、実施時の走行距離数を整備記録簿や管理台帳等に記録し、保管すること。
- ◆販売の際は、契約書（注文書）や管理台帳等に走行距離数を記録し、それらを保管すること。

この件に関するお問い合わせは・・・

(社)自動車公正取引協議会 二輪車業務グループまで [nirin-info@aftc.or.jp](mailto:nirin-info@aftc.or.jp)

TEL 03-3556-2733 FAX 03-3556-2735